

福岡県柔道協会倫理・懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は、福岡県柔道協会(以下「本協会」という。)が担う柔道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第2条

全日本柔道連盟に登録している者及び本協会の役職員は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 全日本柔道連盟のドーピング防止規定に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (7) その他柔道の品位を害し、又は本協会の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条

違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。

1 処分の種類

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 期限を定めての登録停止

併せて、

- ・指導者に対しては期限を定めての指導活動の禁止
- ・競技者、団体会員に対しては期限を定めての公式試合への参加禁止

(4) 除名

- 2 違反行為を行った者の違反行為を、教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の実施に併せて、本協会の実施する指導者資格、学校顧問特例資格、審判員資格の停止等の処分、及び加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分を行うこととする。

処分の基準は別表のとおりとする。

(事案への対応)

第4条

会長は違反行為が疑われる事案を把握した場合には、本協会では調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。

(懲戒委員会)

第5条

会長は、疑われる事案について本協会では処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。

- 2 懲戒委員会の委員は本協会の役員5名以上とする。
- 3 懲戒委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
- 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第6条

会長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

- (1) 役員に対する処分
- (2) 1年を超える登録停止処分又は除名処分

(不服申し立て)

第7条

本協会の処分に対する不服申し立ては、本協会理事会に対して行うことができる。

別表

処分の基準

	除名	指導・競技 等の停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
反社会的勢力との関係	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

附則

この規定は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。